

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">一般社団法人千葉県社会福祉士会地域集会 開催要綱</p> <p style="text-align: right;">規程第 20 号 平成 25 年 2 月 16 日制定 ＜最新改正＞2019 年 9 月 1 日</p> <p>第 1 章 目的</p> <p>第 1 条 地域集会は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員が、近隣市区町村を単位とした地区に勤務若しくは在住している福祉職従事者と、顔の見える関係を築き、ネットワークを構築すること、また、それを各々の業務の円滑な遂行に反映し、地域の住民の生活支援を充実させることを目的とする。</p> <p>2 地域集会は、次の各号にあげることにも活用されるものとする。</p> <p>(1) 職場外や他分野の福祉職従事者との交流により、意欲の維持向上を図る。</p> <p>(2) 福祉職を目指す学生を含む従事希望者の参加を促すことで、人材の確保を図り、またその就労について多角的にサポートできる体制を作る。</p> <p>(3) 会員募集及び入会希望者への対応を円滑に行う。</p> <p>(4) 社会福祉士会の活動であることを明らかにし、会への理解と知名度を高める。</p> <p>(5) 会員や入会希望者からの、会や理事会、事務局等への意見の集約を積極的に行う。</p> <p>第 2 章 地域集会の構成</p> <p>第 2 条 地域集会の地区割りは隣接市区町村を単位として別表に定め、参加者は社会福祉士（会員、非会員は問わない）を基本とする。</p> <p>2 地域集会の参加者については、次条に定める世話人および参加者の判断により次の各号に定める者を含むことができる。</p>	<p style="text-align: center;">一般社団法人千葉県社会福祉士会地域集会 開催要綱</p> <p style="text-align: right;">規程第 20 号 平成 25 年 2 月 16 日制定 ＜最新改正＞平成 30 年 1 月 21 日</p> <p>第 1 章 目的</p> <p>第 1 条 地域集会は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）の会員が、近隣市区町村を単位とした地区に勤務若しくは在住している福祉職従事者と、顔の見える関係を築き、ネットワークを構築すること、また、それを各々の業務の円滑な遂行に反映し、地域の住民の生活支援を充実させることを目的とする。</p> <p>2 地域集会は、次の各号にあげることにも活用されるものとする。</p> <p>(1) 職場外や他分野の福祉職従事者との交流により、意欲の維持向上を図る。</p> <p>(2) 福祉職を目指す学生を含む従事希望者の参加を促すことで、人材の確保を図り、またその就労について多角的にサポートできる体制を作る。</p> <p>(3) 会員募集及び入会希望者への対応を円滑に行う。</p> <p>(4) 社会福祉士会の活動であることを明らかにし、会への理解と知名度を高める。</p> <p>(5) 会員や入会希望者からの、会や理事会、事務局等への意見の集約を積極的に行う。</p> <p>第 2 章 地域集会の構成</p> <p>第 2 条 地域集会の地区割りは隣接市区町村を単位として別表に定め、参加者は社会福祉士（会員、非会員は問わない）を基本とする。</p> <p>2 地域集会の参加者については、次条に定める世話人および参加者の判断により次の各号に定める者を含むことができる。</p>

- (1) 当該地区に在住在勤の福祉職従事者
- (2) 福祉職への従事を希望する者
- (3) その他、活動の趣旨に賛同し、守秘義務に準じた対応を承諾する者

第3条 地域集会の運営にあたり、各地区に世話人をおく。世話人については、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 地区ごとにこれまでの世話人経験者や在住、在勤の会員からの推薦により候補者を選定、本人の了承を得た上で委任する。
- 3 世話人は、集会の日時や場所、企画内容や参加対象の範囲の設定をし、会の運営を行う。なお、企画運営にあたり実行委員会等の編成を行うことも可能とする。
- 4 各地区の世話人は、総務委員会企画部会と「世話人会」を組織し、年度ごとに開催される会議に参加する。
- 5 世話人会のメーリングリストを作り、世話人同士が他地区の活動状況を知る等の情報共有の機会を確保する。

第3章 地域集会の開催

第4条 地域集会の内容について次に定めるとおりとする。

- (1) 形式（講演会、勉強会など）やテーマについては、各地区の世話人を中心に企画することとする。
- (2) 内容の選定については自由だが、地域の福祉従事者が親睦を深めることに寄与するものであることとする。
- (3) 本会への要望、職場や地元における社会福祉士あるいは福祉を取り巻く状況、公益活動についての可能性、について考える場とすること、若しくは地域における研修活動を行う場とすることが望ましい。
- (4) 集会の開催により、会員の加入促進を図る。

第5条 費用の補助について次に定めるとおりとする。

- (1) 当該地区に在住在勤の福祉職従事者
- (2) 福祉職への従事を希望する者
- (3) その他、活動の趣旨に賛同し、守秘義務に準じた対応を承諾する者

第3条 地域集会の運営にあたり、各地区に世話人をおく。世話人については、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 地区ごとにこれまでの世話人経験者や在住、在勤の会員からの推薦により候補者を選定、本人の了承を得た上で委任する。
- 3 世話人は、集会の日時や場所、企画内容や参加対象の範囲の設定をし、会の運営を行う。なお、企画運営にあたり実行委員会等の編成を行うことも可能とする。
- 4 各地区の世話人は、総務委員会企画部会と「世話人会」を組織し、年度ごとに開催される会議に参加する。
- 5 世話人会のメーリングリストを作り、世話人同士が他地区の活動状況を知る等の情報共有の機会を確保する。

第3章 地域集会の開催

第4条 地域集会の内容について次に定めるとおりとする。

- (1) 形式（講演会、勉強会など）やテーマについては、各地区の世話人を中心に企画することとする。
- (2) 内容の選定については自由だが、地域の福祉従事者が親睦を深めることに寄与するものであることとする。
- (3) 本会への要望、職場や地元における社会福祉士あるいは福祉を取り巻く状況、公益活動についての可能性、について考える場とすること、若しくは地域における研修活動を行う場とすることが望ましい。
- (4) 集会の開催により、会員の加入促進を図る。

第5条 費用の補助について次に定めるとおりとする。

<p>(1) 会員宛の開催案内を送付するにあたり、<u>参加者を募集する地域の</u>地区在住、在勤の会員の人 数分の切手と宛名のタックシールを支給する。</p> <p>(2) 会場使用料のうち一回当たり5,000円を 限度として実費を補助する。</p> <p>(3) 講師謝礼のうち一回当たり10,000円 を限度として実費を補助する。</p> <p><u>(4) 開催案内、チラシ、研修資料の印刷代</u>のう ち一回当たり5,000円を限度として実費 を補助する。</p> <p><u>(5) 地域集会申請様式により切手等</u>を支給し、地 域集会報告様式の提出により会場使用料なら びに講師謝礼の補助を行う。</p> <p>第6条 世話人は、地域集会を開催するとき、事前 申請フォーマットにより、費用補助の内容及び、 WEBサイトへの掲載等の希望を提出する。</p> <p>2 事務局職員は、世話人から事前申請があった場 合、その内容に基づき切手等の支給及びWEBサイ トへの掲載、メール配信を行う。</p> <p>第4章 改廃</p> <p>第7条 この要綱の内容を改廃するときは、理事会 の承認を得なければならない。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成30年1月21日から施行す る。</p> <p>3 この要綱は、2019年9月1日から施行する。</p>	<p>(1) 会員宛の開催案内を送付するにあたり、地区 在住、在勤の会員の人 数分の切手と宛名のタッ クシールを支給する。</p> <p>(2) 会場使用料のうち一回当たり5,000円を 限度として実費を補助する。</p> <p>(3) 講師謝礼のうち一回当たり10,000円 を限度として実費を補助する。</p> <p>(4) 地域集会申請様式により切手等を支給し、地 域集会報告様式の提出により会場使用料なら びに講師謝礼の補助を行う。</p> <p>第6条 世話人は、地域集会を開催するとき、事前 申請フォーマットにより、費用補助の内容及び、 WEBサイトへの掲載等の希望を提出する。</p> <p>2 事務局職員は、世話人から事前申請があった場 合、その内容に基づき切手等の支給及びWEBサイ トへの掲載、メール配信を行う。</p> <p>第4章 改廃</p> <p>第7条 この要綱の内容を改廃するときは、理事会 の承認を得なければならない。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成30年1月21日から施行す る。</p>
---	--